

# 2015年度（第48回）日本女子オープンゴルフ選手権競技 競技規定

主催：公益財団法人 日本ゴルフ協会  
**JGA** JAPAN GOLF ASSOCIATION  
<http://www.jga.or.jp>

- A-1. ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
- A-2. 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
- A-3. 使用球の規格 : (1)公認球リストの条件（規則付I(c)1b)を適用する。  
(2)ワンボール条件（規則付I(c)1c)を適用する。
- A-4. 使用クラブの規格 : (1)適合ドライバーヘッドリスト（規則付I(c)1a)を適用する。  
(2)溝とパンチマークの規格 裁定4-1/1『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの仕様とその競技の条件』を摘要する。
- A-5. ゴルフシューズ : 予選A・B・C・D・Eブロックにおいて、正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。(D-4項参照)
- A-6. 移動 : 『規則付I(c)8移動』を適用する。ただし、委員会が認めた場合を除く。
- A-7. 参加料 : 予選・本選を通じ26,000円（消費税含む）  
(注)各競技の申込締切後に参加を取り消した場合、参加料は返金しない。(参加資格を喪失し出場できなかった場合も含む)  
(注)申込締切前に参加を取り消した場合、参加料は返金するが、その際にかかる手数料（銀行振込手数料等）は申込者の負担とする。
- A-8. 申込書、参加料等送付先 : 〒104-0031 東京都中央区京橋1-12-5 京橋YSビル2階  
(公財)日本ゴルフ協会 「日本女子オープン競技参加申込」係  
TEL.03-3566-0003 ※持参の場合、月～金（祝祭日を除く）の9:30から17:00まで受付
- A-9. 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、「2015年度（第48回）日本女子オープンゴルフ選手権競技参加申込書」ならびに「2015年度（第48回）日本女子オープンゴルフ選手権競技選手プロフィール」により、(公財)日本ゴルフ協会が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供(公表)することについて、予め同意することを要する。  
(1)第48回日本女子オープンゴルフ選手権（以下「選手権」と称する）の参加資格の審査。  
(2)選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類（組合せ表等）の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者（報道関係者を含む）に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属（所属クラブ、プロ選手の場合、所属企業名、学生の場合、学校名および学年）、その他選手紹介情報ならびに選手権の競技結果の公表を含む。  
(3)この申込書ならびに選手プロフィールによる参加者の個人情報と、その選手権における競技結果の記録の保存、ならびに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)記載の公表事項の適宜の方法による公表。
- A-10. 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技（競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む）に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは(公財)日本ゴルフ協会の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかるプレーヤーの肖像権（収録物等にかかるプレーヤーの氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利）を(公財)日本ゴルフ協会に譲渡することを、予め承諾することを要する。
- A-11. 服装規定など : プレーヤーとプレーヤーに帯同するキャディーは参加にあたり、主催者や開催コースより、服装規定やその他遵守すべき規定の通知があった場合はそれに従うこと。

## 【本選競技】

日 程 : 10月1日(木)2日(金)3日(土)4日(日)【予備日10月5日(月)】  
プロアマ大会:9月29日(火)  
会 場 : 片山津ゴルフ倶楽部・白山コース  
〒922-0401 石川県加賀市新保町ト1-1 TEL.0761-74-0810  
共 催 : NHK  
後 援 : 文部科学省、石川県、加賀市、中部ゴルフ連盟、石川県ゴルフ協会(予定)  
協 賛 : 片山津ゴルフ倶楽部  
JGAオフィシャルスポンサー : NEC



- B-1. プレーの条件 : B-5項に基づき、参加を承認された120人のプレーヤーが本競技の正式参加者となる。  
10月1日(木) 第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー  
10月2日(金) 第2ラウンド 18ホール・ストロークプレー  
36ホールを終わり、60位タイまでの者が第3ラウンドおよび第4ラウンドに進出する。  
10月3日(土) 第3ラウンド 18ホール・ストロークプレー  
10月4日(日) 第4ラウンド 18ホール・ストロークプレー  
※本競技は10月4日までに72ホールを終了できなかった場合は予備日を使用する。また、予備日を使用してもなお72ホールを終了できなかった場合は競技を短縮する。本競技は“54ホール終了”をもって成立する。  
※第2ラウンドの終了後、第3ラウンドのスタート時刻ならびに組合せが発表された後に第2ラウンドまでの競技失格者等が出て、60位タイのストローク数に変更があった場合でも第3ラウンド以降に進出するプレーヤーは追加しない。
- B-2. タイの決定 : 72ホールを終り1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い、優勝者を決定する。なお、3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外のプレーヤーは2位タイとする。
- B-3. ドーピング検査の実施 : 本競技は、日本アンチ・ドーピング規程に基づくドーピング・コントロール対象大会である。  
本競技参加者は、本競技に参加申込みをした時点で日本アンチ・ドーピング規程に従い、ドーピング・コントロール手続の対象となることに同意したものとみなす。  
また、未成年者(20歳未満)については、ドーピング検査を含むドーピング・コントロール手続に対する親権者からの署名をもって同意を得たものとみなす。  
本競技参加者は、本競技において行われるドーピング検査(尿・血液等検体の種類を問わず)を拒否又は回避した場合、検査員の指示に従わない場合、帰路の移動等個人的諸事情によりドーピング検査手続を完了することができなかった場合等は、アンチ・ドーピング規則違反となる可能性がある。アンチ・ドーピング規則違反と判断された場合には、日本アンチ・ドーピング規程に基づき制裁等を受けることになるので留意すること。  
日本アンチ・ドーピング規程の詳細内容およびドーピング検査については、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のウェブサイト(<http://www.playtruejapan.org>)にて確認すること。  
注:この条件に違反したプレーヤーは**競技失格**となる。
- B-4. 競技終了時点 : 本選手権競技は、優勝者にトロフィーが贈呈された時点をもって終了したものとみなす。
- B-5. 参加資格 : 次のいずれかに該当する女子(出生時)プレーヤーに参加資格を付与する。ただし、アマチュアは申込み時点においてJGA/USGAハンディキャップインデックスを所持していることを条件とする。  
(1) 2015日本女子アマチュアゴルフ選手権競技クオリファイングラウンドメダリストおよびマッチプレーベスト4(注2)  
(2) 2015日本女子学生ゴルフ選手権競技 優勝者(注2)  
(3) 2015日本ジュニアゴルフ選手権競技女子15-17歳の部 優勝者(注2)  
(4) 2014日本女子オープンゴルフ選手権競技 ローアマチュア(注2)  
(5) 2014日本女子ミッドアマチュアゴルフ選手権競技 優勝者(注2)  
(6) 2015クイーンシリキットカップアジア太平洋女子招待ゴルフチーム選手権日本代表選手(注2)  
(7) 日本女子オープンゴルフ選手権競技 過去10年間(2005年~2014年)の優勝者  
(8) 2014日本女子オープンゴルフ選手権競技 上位15位  
(9) 2014日本女子プロゴルフ協会ツアー競技賞金ランキング上位20位  
(10) 2015年4月1日時点のワールドランキング上位20位  
(11) 2015年7月20日時点の日本女子プロゴルフ協会ツアー競技賞金ランキング上位30位  
(12) 過去5年(2011年~2015年)の日本女子プロゴルフ選手権優勝者  
(13) 前年度本競技翌週から本年度本競技前週までの日本女子プロゴルフ協会ツアー競技優勝者  
(14) 2015日本女子オープンゴルフ選手権予選競技 通過者  
(15) JGA特別承認者(注3)

注1: 主催者は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。なお、主催者は、プレーヤーが次のいずれか一にでも該当する場合(ただし、これらに限られない)、当該プレーヤーを出場に相応しくないと判断するものとする。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき
- ② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき

注2: 資格(1)~(6)で出場するプレーヤーはアマチュアである場合のみ参加できる。

注3: 資格(15)のJGA特別承認者(アマチュア)については、競技委員会の判断によりJGA/USGAハンディキャップインデックスを所持していなくとも参加を承認することがある。

注4: B-5項に定める参加資格を有するプレーヤーがC-4項に定める参加資格を重複して有し、予選競技に出場した場合、予選免除の権利を放棄したものとする。

注5: 資格(7)(8)(10)(13)で参加するプレーヤーのうち、アマチュア資格を保持しているプレーヤーは、申込時において賞金を目的に参加する/しない、を選択することができる。賞金を目的に参加しない(アマチュアとして参加する)場合、アマチュア資格は保持されるが、賞金を目的に参加する(プロフェッショナルとして参加する)場合は、本選でのプレーを行った時点でアマチュア資格規則3-1に抵触し、アマチュア資格を喪失する。B-8項に定める申込締切日までは賞金目的でプレーするか否かの変更が可能であるが、締切以降は変更することはできない。

B-6. キャディー: キャディーを帯同するプレーヤーは別途定めるキャディーに関する規約を遵守することを条件とし、本競技での帯同キャディーの使用を認める。参加申込書に記入の上申込みこと。

B-7. 参加申込: **B-5項(1)~(13)、(15)に該当するプレーヤー**  
 参加希望者は、参加料を7月9日(木)以降、**現金書留を利用して支払うこと。所定の参加申込書は現金書留封筒に同封し、**参加料(¥26,000-税込)と共に直接日本ゴルフ協会へ送付すること。なお、締切後に資格を得た参加者は申込書を同封し参加料を速やかに現金書留にて送金すること。(A-7項、A-8項参照)

**B-5項(14)に該当するプレーヤー**  
予選通過者は改めての申込みは不要。ただし、予選終了後にJGAが発行する「確認書」を提出すること。

B-8. 申込締切日: 8月31日(月)午後5時までにJGAへ必着のこと。  
締切後の申込みは理由の如何を問わず受理しない。

B-9. 参加登録(レジストレーション): プレーヤーは、9月28日以降、最初に会場に到着した際に会場内の「参加登録受付」で参加登録をしなければならない。参加登録をおこなうまでは、プレーヤーは会場のあらゆる施設を使用することが出来ない。  
 参加登録は9月28日(月)から9月30日(水)に現地で受付を行うが、受付時間については開催前までに送付するインフォメーションで通知する。本人が登録できない場合は、9月30日(水)17:00までに大会本部へ連絡しなければならない。これを怠った場合、参加資格を取り消す。

B-10. 賞: 優勝者 JGA女子オープン杯、NHK杯、内閣総理大臣杯  
 ローアマチュア 銀皿、NHK杯  
 アマチュア2位、3位 銀皿  
 第3ラウンド進出者 JGA賞(アマチュアのみ)

B-11. 賞状: 優勝者 文部科学大臣賞状

B-12. 賞金: 総額140,000,000円(消費税を含まず)の賞金がプロフェッショナルに対し配分される。  
 賞金順位の内、アマチュアが取得順位に該当した場合は次位のプロフェッショナルに振当てられる。

| 順位 | 賞金(円)      | 順位 | 賞金(円)     | 順位 | 賞金(円)   | 順位 | 賞金(円)   |
|----|------------|----|-----------|----|---------|----|---------|
| 1  | 28,000,000 | 16 | 1,540,000 | 31 | 924,000 | 46 | 714,000 |
| 2  | 15,400,000 | 17 | 1,470,000 | 32 | 910,000 | 47 | 700,000 |
| 3  | 10,780,000 | 18 | 1,400,000 | 33 | 896,000 | 48 | 686,000 |
| 4  | 7,000,000  | 19 | 1,330,000 | 34 | 882,000 | 49 | 672,000 |
| 5  | 5,880,000  | 20 | 1,260,000 | 35 | 868,000 | 50 | 658,000 |
| 6  | 4,900,000  | 21 | 1,218,000 | 36 | 854,000 | 51 | 644,000 |
| 7  | 4,200,000  | 22 | 1,176,000 | 37 | 840,000 | 52 | 630,000 |
| 8  | 3,640,000  | 23 | 1,148,000 | 38 | 826,000 | 53 | 616,000 |
| 9  | 3,080,000  | 24 | 1,120,000 | 39 | 812,000 | 54 | 602,000 |
| 10 | 2,660,000  | 25 | 1,092,000 | 40 | 798,000 | 55 | 588,000 |
| 11 | 2,450,000  | 26 | 1,064,000 | 41 | 784,000 | 56 | 574,000 |
| 12 | 2,212,000  | 27 | 1,036,000 | 42 | 770,000 | 57 | 560,000 |
| 13 | 1,918,000  | 28 | 1,008,000 | 43 | 756,000 | 58 | 546,000 |
| 14 | 1,764,000  | 29 | 980,000   | 44 | 742,000 | 59 | 532,000 |
| 15 | 1,652,000  | 30 | 952,000   | 45 | 728,000 | 60 | 518,000 |

※ 72ホールを終了した61位以下の者に対して2,520,000円を均等割して配分する。  
 ただし、504,000円を上限とする。

- ※ 36ホールを終了し、第3ラウンドに進出できなかった者、または第3ラウンドに進出したものの、72ホールを終了できなかった者（第3、第4ラウンドにおける失格者を含む）に対して一律42,000円を配分する。
- ※ 天候などの理由により競技が短縮、あるいは不成立になった場合、賞金を以下のように減額して配分する。
  - 【54ホール終了の場合】  
上記賞金配分を75%に減額し、54ホールを終了した出場プロフェッショナル全選手に配分する。
  - 【36ホール終了（競技不成立）の場合】  
賞金を50%に減額し、36ホールを終了した上位60位タイまでのプロフェッショナル選手に均等割りをして配分する。
  - 【18ホール終了（競技不成立）の場合】  
賞金を25%に減額し、18ホールを終了したプロフェッショナル全選手に均等割りをして配分する。
  - 【18ホールも終了できなかった（競技不成立）場合】  
賞金を25%に減額し、参加予定のプロフェッショナル全選手に均等割りをして配分する。

- B-13. 出場繰り上げ： 欠場による欠員が生じた場合は、B-5項(14)より繰り上げる。  
とウェイトイング
- ① 9月16日（水）正午までの繰り上げ  
B-5項(14)からの欠員は当該予選会場より繰り上げる。  
B-5項(14)以外の有資格者からの欠員はB-5項(14)からの進出者を増員して繰り上げる。
  - ② 9月16日（水）正午以降の繰り上げ  
予め決定した順番でB-5項(14)より繰り上げる。
- 本選会場でのウェイトイングについては、ウェイトイング優先順位が高い順にJGAが事前に連絡した者に限り認める。手続きに関しては別に定める「現地ウェイトイング規定」による。
- B-14. 指定練習日： 9月28日（月）、9月30日（水）とする。参加資格が確定しない者については、JGAより会場でのウェイトイングを許可された者に限って練習ラウンドを可能とする。  
なお、9月29日（火）についてはプロアマ大会実施のため、練習ラウンドはできません。
- B-15. プロアマ大会： 9月29日（火）
- B-16. テレビ放送： NHK
- B-17. 記念品： マネークリップ（大会期間中、選手章として使用）
- 付記： 1. 本競技の上位15位までの者に第49回（2016年開催予定）日本女子オープンゴルフ選手権競技（本選）の参加資格を付与する。  
2. 本競技のローアマチュアに第49回（2016年開催予定）日本女子オープンゴルフ選手権競技（本選）と第58回（2016年開催予定）日本女子アマチュアゴルフ選手権競技の参加資格を付与する。
- 注： 上記参加資格の付与にあたっては、それぞれの競技に必要な他の参加資格を満たすことを条件とする。

## 【 予 選 競 技 】

### Aブロック：平川カントリークラブ

日程：7月22日（水）【予備日7月23日（木）】 〒266-0004 千葉県千葉市緑区平川町405 Tel.043-292-5501

### Bブロック：日高カントリークラブ・東西コース

日程：8月4日（火）【予備日8月5日（水）】 〒350-1213 埼玉県日高市高萩1203 Tel.049-989-1311

### Cブロック：滋賀ゴルフクラブ

日程：7月23日（木）【予備日7月24日（金）】 〒528-0004 滋賀県甲賀市水口町巖峨1115-1 Tel.0748-62-0030

### Dブロック：和木ゴルフ倶楽部

日程：7月28日（火）【予備日7月29日（水）】 〒740-0062 山口県玖珂郡和木町瀬田蜂ヶ峯424-3 Tel.0827-52-1800

### Eブロック：平川カントリークラブ


日程：8月3日（月）【予備日8月17日（月）】 〒266-0004 千葉県千葉市緑区平川町405 Tel.043-292-5501

- C-1. プレーの条件： 18ホール・ストロークプレー
- C-2. キャディー： 正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。  
この条件の違反の罰は『規則付I(c)2』を適用する。（ゴルフ規則177ページ参照）  
※なお、プレー形式は共用のキャディーとなります。

- C-3. 競技終了時点： 競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。
- C-4. 参加資格： 次のいずれかに該当する女子（出生時）プレーヤーに参加資格を付与する。ただし、アマチュアは JGA/USGA ハンディキャップインデックスを所持していることを条件とする。
- (1) 申込時点で有効（注3）の JGA/USGA ハンディキャップインデックスが **7.4** までのアマチュア。
  - (2) 2014 日本ジュニアゴルフ選手権競技女子 15～17 歳の部上位 10 位（注2）
  - (3) 2014 日本女子学生ゴルフ選手権競技 上位 20 位（注2）
  - (4) JLPGA プロフェッショナル会員、インターナショナルプロフェッショナル会員
  - (5) 2015 年度 JLPGA プロテスト第 2 次予選受験者
  - (6) 2014 年度 JLPGA セカンド/サード/ファイナル 各クオリファイングトーナメントの出場有資格者
  - (7) JGA 特別承認者（注4）
- 注1: 主催者は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。なお、主催者は、プレーヤーが次のいずれか一にでも該当する場合（ただし、これらに限られない）、当該プレーヤーを出場に相応しくないと判断するものとする。
- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき
  - ② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき
- 注2: 資格(1)～(3)で出場するプレーヤーはアマチュアである場合のみ参加できる。
- 注3: (1)の「申込時点で有効の JGA/USGA ハンディキャップインデックス」に「トレンドハンディキャップ (JGA ハンディキャップ規定 P11 用語の定義参照)」は含まれない。  
したがって申込者は、申込締切月の 1 日までに発行された JGA/USGA ハンディキャップインデックスを所持している必要がある。
- 注4: 資格(7)の JGA 特別承認者（アマチュア）については、競技委員会の判断により JGA/USGA ハンディキャップインデックスを所持していなくとも参加を承認することがある。
- 注5: 資格(5)(6)で参加するプレーヤーのうち、アマチュア資格を保持しているプレーヤーは、申込時において賞金を目的に参加する／しない、を選択することができる。賞金を目的に参加しない（アマチュアプレーヤーとして参加する）場合、アマチュア資格は保持されるが、賞金を目的に参加する（本選に進出した場合、賞金を受け取る）場合は、予選でのプレーを行った時点でアマチュア資格規則 3-1 に抵触し、アマチュア資格を喪失する。C-9 項に定める申込締切日までは賞金目的でプレーするか否かの変更が可能であるが、締切以降は変更することはできない。
- C-5. 定員： 各会場 144 名を上限とする。ただし、主催者が別に定めた場合はこの限りではない。  
すべてのブロックが定員を超えた場合、C-9 項に定める期日前であっても参加申込みを締め切ることがある。
- C-6. ブロック： (1)C-4 項(1)～(6)に該当するプレーヤー  
出場会場の希望を取り、原則先着順に JGA にて振り分ける。申込み用紙に記載してある記入要項にしたがって会場の希望を記入すること。定員を超えた場合、希望の会場から他の会場に振り分けることがある。その場合、締切後に参加を取り消しても参加料の返金は認めない。
- (2)C-4 項(7)に該当するプレーヤー  
JGA が決定する。
- 注1: 本予選競技に参加するプレーヤーは、複数ブロックへの参加は認めない。
- 注2: 申込書到着後に希望するブロックの変更を行なった場合、変更の連絡があった時点申込書到着時点として先着順の判定を行なう。
- 注3: 参加申込み締切後のブロックの変更は認めない。
- 注4: 参加申込書には必ず第 4 希望まで記入すること。途中までしか記入がなかった場合や同じブロックを複数個所に記入した場合は本人の希望にかかわらず JGA が会場を決定する。ブロックに関する個別の要望や依頼は一切受け付けない。締切後、会場決定等の理由により参加を取り消しても参加料の返金は認めない。  
希望したブロックへのエントリーの確認は JGA ホームページや JGA 携帯サイト (D-3 項参照)、または電話で行なうことができる。
- C-7. 通過者： 本選競技への通過者にタイが生じた場合は、マッチング・スコアカード方式により通過者を決定する。それでもなおタイが生じる場合の決定方法は会場のインフォメーションで告知する。  
注：本選競技への通過者数は、7 月 21 日（火）に決定する。
- C-8. 参加申込： 参加希望者は、参加料を 5 月 11 日(月)以降、現金書留を利用して支払うこと。所定の参加申込書は現金書留封筒に同封し、参加料（¥26,000-税込）と共に直接日本ゴルフ協会へ送付すること（A-7 項、A-8 項参照）。参加申込書は JGA ホームページ ([www.jga.or.jp](http://www.jga.or.jp)) からの印刷 (PDF)、または日本ゴルフ協会からの取り寄せ（ファックス、郵送等）により入手すること。  
(インターネット、電子メール、電話等による参加申込みは受理しない。ただし、日本ゴルフ協会へ持参しての申込みは可能です。)

- C-9. 申込締切日 : 7月7日(火)午後5時までにJGAに必着のこと。締切後の申込みは理由の如何を問わず受理しない。なお、すべてのブロックが定員を超えた場合、本項に定める期日前であっても参加申込みを締め切ることがある。
- C-10. 指定練習日 :  
Aブロック : 7月16日(木)、17日(金)、21日(火)とし、うち一人2日までとする。  
Bブロック : 7月29日(水)、31日(金)、8月3日(月)とし、うち一人2日までとする。  
Cブロック : 7月20日(月)、21日(火)、22日(水)とし、うち一人2日までとする。  
Dブロック : 7月22日(水)、23日(木)、24日(金)、27日(月)とし、うち一人2日までとする。  
Eブロック : 7月28日(火)、29日(水)、30日(木)、31日(金)とし、うち一人1日までとする。
- C-11. 記念品 : バッグタグ(記名式)、日本オープン・日本女子オープン・日本シニアオープン共通観戦券

**【予選競技・本選競技に共通する注意事項】**

- D-1 : 7月20日時点(サマンサタバサ ガールズコレクション・レディストーナメント終了時点)のJLPGAツアー賞金ランキング上位30位に入ったプレーヤーは本選競技への出場資格を得ることになりますので、予選競技に参加申込みを済ませたプレーヤーが該当した場合、自動的に本選競技への申込みを済ませたものとして扱います。
- D-2 : アマチュア資格規則にご注意ください。参加申込みの際は自身のアマチュア資格を確認した上で申込み願います。なお、不明な点はJGAホームページ(<http://www.jga.or.jp>)や(公財)日本ゴルフ協会発行の『ゴルフ規則(付)アマチュア資格規則2014』、参加申込書に付属する『プロテストやQTを受験した経歴のあるプレーヤーへの注意事項』等を参照願います。
- D-3 : 申込受付状況に関する情報はJGAホームページ(<http://www.jga.or.jp>)やJGA携帯サイト(<http://www.jga.or.jp/jga/mobile/>)に掲載し、逐次更新いたしますのでご確認ください。  
JGA携帯サイトは右に記載のQRコードからもアクセスできます。
- JGA 携帯サイト  
QR コード
- 

- D-4 : A-5項で規制されるシューズ以外でも、グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがあります。(A-5項参照)